

新しい貨幣



(表)



(裏)

* 一般郷土史料1703「近代硬貨（一銭・半銭）」

解説

江戸時代に流通していた金銀銅の硬貨や各藩の藩札に代えて統一的な通貨体制を樹立することは、統一国家の形成に不可欠でした。

明治政府は当初、財政補填の意味合いから、「太政官札」・「民部省札」などの不換紙幣を発行しましたが、あまり流通しませんでした。

1871（明治4）年の新貨条例により、貨幣の単位を従来の両から円に改め、純金二分（1.5グラム）を円の定量とし、円の100分の1を銭、銭の10分の1を厘としました。本位貨幣として5種の金貨、補助貨幣として4種の銀貨と3種の銅貨が铸造されました。

左の写真は1877（明治10）年铸造の半銭銅貨で、「二百枚、換一元」と刻印されており、200枚で1円金貨との交換が可能でした。

また、当時のアジア諸国の大半は銀貨流通で、貿易上の便宜から、貿易銀と称する1円銀貨も併用されました。

* 上の写真は「新貨幣金札其外価格比較表」（河崎家文書3388）です。新貨条例により、それまで流通していた藩札は回収されることとなりました。この表には「旧山口藩」「旧豊浦藩」「旧清未藩」「旧岩国藩」の藩札と新貨幣との交換レートが示されています。